

東京学芸大学リポジトリ規程を次のように制定する。

平成20年4月24日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成20年規程第33号

東京学芸大学リポジトリ規程

(目的)

第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）は、本学の教育研究活動を通して得られた学術成果等を、東京学芸大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に電子的な形式で恒久的に蓄積・保存し、無償で公開することにより、本学の教育研究の発展に資するとともに、社会に対する責務と貢献を果たすものとする。

(統括責任者)

第2条 リポジトリの管理運営を統括するため、統括責任者を置き、総合メディア機構長をもって充てる。

(審議委員会)

第3条 リポジトリの管理運営に関する重要事項は、学術情報委員会において審議するものとする。

(管理運営)

第4条 リポジトリに関する管理運営は、学術情報部において行うものとする。

(補則)

第5条 リポジトリの管理運営に関し必要な事項は、学術情報委員会の議を経て総合メディア機構長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月24日から施行する。